

令和元年大阪市条例第13号

大阪市職員互助会条例及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(大阪市職員互助会条例の一部改正)

第1条 大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

(大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項及び第30条第1項中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。